

開発事業地球温暖化対策等指針

平成22年 4月 1日
一部変更 令和 5年 3月30日

1 総則

(1) 目的

この指針は、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例（平成21年川崎市条例第52号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応の推進並びに開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な事項について定めるものである。

また、この指針は、条例第17条第2項の規定により、科学的知見、技術水準その他の事情の変動に応じて必要な変更を行う。

なお、開発事業完了後の温室効果ガスの排出の量の削減等については、その用途に応じて、条例第9条第1項の規定による事業活動地球温暖化対策指針などを踏まえながら、進める。

(2) 用語の定義

この指針で使用する用語は、条例及び川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号。以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

2 開発事業に係る地球温暖化対策等

(1) 開発事業地球温暖化対策等計画書の基本的事項

ア 開発事業地球温暖化対策等計画書の対象事業

開発事業地球温暖化対策等計画書は、規則第11条で定める特定開発事業が対象となり、対象要件への該当については、開発行為と建築行為を一体的に捉えて判断する。

また、条例第18条第2項の規定により、特定開発事業者以外の事業者も開発事業地球温暖化対策等計画書を提出することができる。

イ 提出時期

開発事業地球温暖化対策等計画書の提出は、規則第12条第2項の規定により、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号。）第2条第2号の指定開発行為に該当するものにあつては同条例第18条第1項の規定による条例環境影響評価準備書を提出する日までに、それ以外の特定開発事業にあつては当該開発事業に係る工事に着手しようとする日の90日前までに行う。

(2) 開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応

ア 関係法令等による基準

地球温暖化対策推進法（平成10年法律第117号）の規定、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準をはじめ、当該開発事業に係る法令の基準を整理し、これを遵守する。

また、条例第7条第1項に規定する地球温暖化対策等推進基本計画の内容等を踏まえ

ながら、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応や脱炭素エネルギー源の利用など、技術レベル、抑制効果及び経済性等を総合的に評価し、対策を検討する。

イ 開発事業区域の周辺のエネルギー資源

開発事業区域の周辺のエネルギー資源の状況等を調査し、その活用についても検討する。

ウ 開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量等

開発事業者は、開発事業区域内の標準的なエネルギーの需要量及びこれに伴うエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、開発事業で予定している建築物の規模や用途により、必要に応じて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算する。

エ 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るために実施しようとする措置の内容

開発事業者は、次の項目について、別表の温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための措置例を踏まえながら、実際に講ずる措置を検討する。

(ア) エネルギーの使用の合理化

- a エネルギー高度利用技術の導入等
- b エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進
- c 建築物の省エネルギーの促進

(イ) ヒートアイランド現象の緩和

- a 人工排熱の抑制
- b 地表面の改善
- c 風の道の確保

(ウ) 交通環境への配慮

- a 自動車利用の抑制
- b 環境負荷の少ない自動車利用の促進
- c 自動車交通の円滑化

(エ) 緑地の保全と緑化の推進

- a 緑地の保全
- b 緑化の推進

(オ) 工事に係る配慮

- a 環境負荷の少ない資材の調達
- b 工事における二酸化炭素排出量の削減

(ア)のエネルギーの使用の合理化に資する措置を実施しようとする場合は、当該措置の実施によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

開発事業の用途により、エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガスについて、二酸化炭素の量に換算した排出量を計算した場合は、当該排出量の削減に資する措置について検討し、その措置に伴う削減量を計算する。

オ 脱炭素エネルギー源の利用の検討

開発事業者は、開発区域の標準的なエネルギー需要の状況とともに、立地条件、地理的条件、技術的条件及び経済的条件などを考慮して、次に掲げる脱炭素エネルギー源を利用した設備の導入について検討する。

また、脱炭素エネルギー源を利用する設備を導入する場合は、当該導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を計算する。

- (ア) 太陽光
- (イ) 風力
- (ウ) 水力
- (エ) 地熱
- (オ) 太陽熱
- (カ) 大気中の熱その他の自然界に存する熱
- (キ) バイオマス
- (ク) 再生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネルギー源

カ 特定建築物の評価の目標

開発事業者は、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物（床面積の合計が5,000㎡を超える建築物）に該当する場合、川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE川崎）による環境性能の総合評価について具体的な目標を設定する。

(3) 開発事業地球温暖化対策等計画書の作成等

ア 開発事業地球温暖化対策等計画の作成

2(2) 開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応による検討内容を踏まえ、開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）に該当する項目を記入する。

イ 開発事業地球温暖化対策等計画書の提出

開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第4号様式）に開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）を添付し、提出する。その際、次の資料を添付する。

- (ア) 位置図
- (イ) 現況図
- (ウ) 土地利用計画図
- (エ) 造成計画平面図
- (オ) 2(2)ウの開発区域内の標準的なエネルギーの需要量等を記載した資料
- (カ) 2(2)エのエネルギーの使用の合理化に資する措置によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料
- (キ) 2(2)オの脱炭素エネルギー源を利用する設備の導入によって削減されるエネルギー量及びエネルギー起源の二酸化炭素の排出量を記載した資料

ウ 開発事業地球温暖化対策等計画書の変更

開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第5号様式）とともに、変更部分を記載した開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）を提出する。その際、2(3)イの(ア)から(キ)に掲げるもののうち、変更のあったものを添付する。

- エ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の中止
開発事業中止届出書（規則第7号様式）により提出する。
- オ 開発事業地球温暖化対策等計画書に係る事業の完了
開発事業完了届出書（規則第6号様式）に、開発事業地球温暖化対策等結果（指針第2号様式）を添付し、提出する。その際、完成の状況が分かる資料を添付する。
- カ 開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表
条例第20条の規定により、市長は、条例第18条第1項若しくは第2項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書（規則第4号様式）の提出又は条例第18条第4項の規定による開発事業地球温暖化対策等計画書変更届出書（規則第5号様式）、第19条第1項の規定による開発事業完了届出書（規則第6号様式）若しくは開発事業中止届出書（規則第7号様式）の届出があった場合には、市長はインターネットホームページへの掲載及び川崎市環境局へ備え付けることにより、公表する。
なお、公表の対象となる事項は、開発事業地球温暖化対策等計画（指針第1号様式）及び開発事業地球温暖化対策等結果（指針第2号様式）の内容とする。

3 雑則

(1) 指導・助言等

条例第21条の規定により、市長は、開発事業者が提出した開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、本指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

(2) 立入検査等

条例第35条第1項の規定により、市長は、措置の実施の状況その他必要な事項について、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提出開発事業者が設置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り調査させることができる。

(3) 勧告・公表等

条例第36条の規定により、市長は、開発事業地球温暖化対策等計画書を提出しない特定事業者などに対して、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に従わない場合には、条例第37条の規定により、あらかじめ、意見を述べる機会を与えた上で、勧告を受けたものの氏名等を公表することができる。

別表 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るための
措置例

項目	措置例
1 エネルギーの使用の合理化	
1.1 エネルギー高度利用技術の導入等	
・革新的なエネルギー高度利用技術の導入	・ヒートポンプ、天然ガスコージェネレーション、燃料電池等革新的なエネルギー高度利用技術の導入
・未利用エネルギーの活用	・未利用エネルギーの積極的な活用
1.2 エネルギーの面的利用の促進・開発区域内の省エネルギーの促進	
・開発区域内における効率的なエネルギー利用、エネルギー輸送の効率化	・複数施設における高効率なエネルギー利用設備の導入 ・エネルギーの使用の合理化に資するエネルギーの面的な利用 ・ローカルパイプラインの敷設等、開発区域内における電力・燃料輸送の効率化
・開発区域内におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・開発区域内のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・開発域内のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による開発区域内における電力・熱負荷の平準化
1.3 建築物の省エネルギーの促進	
・建築物におけるエネルギー需要の抑制	・建築物の断熱化 ・建築物への日射遮へい ・自然採光、通風等の積極的な活用 ・建築物における自然採光、自然通風等を利用した設備の導入 ・外壁の方位、室の配置等に配慮した建築計画による熱の損失防止
・建築物における高効率なエネルギー利用設備の導入	・空調設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・機械換気設備（空調設備以外）に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・照明設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・給湯設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入 ・昇降設備に係る効率的なエネルギー利用設備の導入
・建築物におけるエネルギーの管理、電力・熱負荷の平準化	・建築物のエネルギー需要の把握による過剰利用防止/需要抑制 ・建築物のエネルギーマネジメントシステムの導入 ・蓄熱システムやエネルギー制御システム等の導入等による建築物における電力・熱負荷の平準化

項目	措置例
2 ヒートアイランド現象の緩和	
2.1 人工排熱の抑制	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築設備から大気への排熱量の低減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の断熱化（再掲） ・ 建築物への日射遮へい（再掲） ・ 排熱量の少ない設備の導入 ・ 排熱の低温化 ・ 排熱の回収・再利用
<ul style="list-style-type: none"> ・ 排熱負荷の平準化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排熱する設備の位置や時間の分散
2.2 地表面の改善	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工被覆面積の最小化、環境配慮型被覆材の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装等、人工被覆面積の縮小 ・ 保水性・透水性が高い被覆材等の選定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地や水面等の確保、日陰の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芝生・草地・低木等の緑地や水面の確保 ・ 日除けの設置や植樹等による日陰の形成
2.3 風の道の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 風の道に配慮した建物等の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の風の状況の把握による建築計画への活用（歩行者空間等への風の誘導） ・ 建築物の高さ、形状、位置等の工夫による風の通り道の確保 ・ 夏期の卓越風向に対する建築物の見付け面積の低減
<ul style="list-style-type: none"> ・ 風の道に配慮した道路、通路、水路、緑地等の配置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の風の状況の把握による土地利用計画への活用 ・ 芝生・草地・低木等の緑地や通路等の空地による風の通り道の確保
3 交通環境への配慮	
3.1 自動車利用の抑制	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の利用環境整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 駐輪場の整備、自転車利用環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的・用途に応じた駐輪スペースの確保 ・ 自転車道の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な歩行空間の整備 ・ 保水性・透水性が高い被覆材等の選定（再掲）

項目	措置例
3.2 環境負荷の少ない自動車利用の促進	
・電気自動車の利用促進	・電気自動車用充電インフラの整備
・その他二酸化炭素排出量の少ない自動車利用の促進	・天然ガスその他二酸化炭素排出量の少ない自動車用インフラの整備
3.3 自動車交通の円滑化	
・交通計画の作成	・交通需要の適切な予測による交通計画の作成
・物流の効率化・円滑化	・荷捌きスペースの確保等による開発区域内の交通流の妨げとならない措置 ・共同物流サービス等、開発区域内の交通流の円滑化、物流の効率化に資するシステムの整備
・駐車場の整備	・事業の目的・用途に応じた適正規模の駐車スペースの確保
4 緑地の保全と緑化の推進	
4.1 緑地の保全	
・既存樹木、緑地の保全	・既存の樹木、緑地の保全
4.2 緑化の推進	
・緑化の推進	・街区や道路の緑化 ・改変箇所における植生等の回復 ・建築物の屋上、外壁面、道路壁面等、特殊空間の緑化 ・造成法面等、改変箇所における在来種による緑化
5 工事に係る配慮	
5.1 環境負荷の少ない資材の調達	
・製造/廃棄時の二酸化炭素排出量の少ない建設資材の使用	・環境ラベルのついた建設資材等の積極的な利用 ・環境に配慮した建設資材の積極的な利用
・資材調達時における配慮	・資材輸送における距離の最小化 ・モーダルシフト等、環境負荷の少ない輸送手段の選択
5.2 工事における二酸化炭素排出量の抑制	
・二酸化炭素排出量の少ない建設機器の使用	・低燃費型建設機械の積極的な利用
・建設機器の使用時の配慮	・アイドリングストップ等の省エネ運転・機械操作の徹底

第1号様式

(第1面)

開発事業地球温暖化対策等計画

事業者の氏名 又は名称				
主たる事務所又は 事業所の所在地				
開発事業の名称				
開発事業を行う 土地の位置及び区域				
開発事業の目的				
工事の着手 予定年月日	年 月 日			
工事の完了 予定年月日	年 月 日			
開発事業の概要	区域面積	m ²		
	床面積	m ²		
主な予定建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
			m ²	
	床面積の合計			m ²

(第2面)

温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容	エネルギーの使用の合理化	
	ヒートアイランド現象の緩和	
	交通環境への配慮	
	緑地の保全と緑化の推進	
	工事に係る配慮	
	その他	
脱炭素エネルギーの利用	検討結果	<input type="checkbox"/> 導入する <input type="checkbox"/> 導入しない
	導入機器	

(第3面)

特定建築物の 評価の目標	棟番号	評価の目標
備考		

- 備考 1 用途の欄は、次から当該予定建築物の主たる用途を記入してください。
[事務所/学校/物販店/飲食店/集会所/工場/病院/ホテル/住宅/その他]
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 特定建築物の評価の目標については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年 川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。

開発事業地球温暖化対策等結果

事業者の氏名 又は名称				
主たる事務所又は 事業所の所在地				
開発事業の名称				
開発事業を行う 土地の位置及び区域				
開発事業の目的				
工事の着手 予定年月日	年 月 日			
工事の完了 予定年月日	年 月 日			
開発事業の概要	区域面積	m ²		
	床面積	m ²		
主な建築物の内容	棟番号	用途	床面積	備考
			m ²	
	床面積の合計			m ²

温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応を図るため実施しようとする措置の内容	エネルギーの使用の合理化	
	ヒートアイランド現象の緩和	
	交通環境への配慮	
	緑地の保全と緑化の推進	
	工事に係る配慮	
	その他	
脱炭素エネルギー源の利用	導入機器	

(第3面)

	棟番号	評価の目標	評価の結果
特定建築物の評価			
備考			

- 備考 1 用途の欄は、次から当該予定建築物の主たる用途を記入してください。
[事務所/学校/物販店/飲食店/集会所/工場/病院/ホテル/住宅/その他]
- 2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
- 3 特定建築物の評価については、予定建築物が川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年 川崎市条例第50号）第127条の4第1項の特定建築物に該当する場合、同項第5号に規定する環境性能の評価の目標について記載してください。